

ノーロード明治安田円資産バランス  
追加型投信／国内／資産複合  
投資信託説明書（交付目論見書）  
（訂正事項分）  
2021年10月21日

本紙は、「ノーロード明治安田円資産バランス」の投資信託説明書（交付目論見書(2021.9.18)）の訂正事項を記載したものです。つきましては、同投資信託説明書(交付目論見書)の該当部分を本紙にしたがい読み替えのうえ、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

「ノーロード明治安田円資産バランス」の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月17日に関東財務局長に提出しており、2021年9月18日にその届出の効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定に基づき、当該訂正事項にかかる有価証券届出書の訂正届出書を2021年10月20日に関東財務局長に提出しております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

## 1 【交付目論見書の訂正理由】

信託の終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定したことに伴い、2021年10月20日付で有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出したため、投資信託説明書（交付目論見書（2021.9.18））の記載事項の一部について、関係情報の更新等を行うため以下の通り訂正するものです。

## 2 【訂正の内容】

訂正後の内容を記載しております。

本文 12～13 ページ

### お申込みメモ

(略)

|         |   |
|---------|---|
| 購入の申込期間 | 2021年9月18日から2022年3月17日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。<br>※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2021年12月10日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2021年10月21日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、2021年11月19日を最終日として当ファンドの購入申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。 |
|---------|---|

(略)

|      |  |
|------|--|
| 信託期間 | 無期限（2016年12月21日設定）<br>※書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は2021年12月10日に変更されます。 |
|------|--|

(略)

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2021年12月10日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2021年10月21日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。ただし、上記による賛成が得られず、議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。なお、信託終了（繰上償還）の決定（2021年11月19日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

以上

# ノーロード明治安田円資産バランス

追加型投信／国内／資産複合



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:19,762億円

(資本金・運用純資産総額は2021年7月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

**明治安田アセットマネジメント株式会社**

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは  
[こちらからご覧頂けます。](#)



## 投資家の皆さまへ

「ノーロード明治安田円資産バランス」は、国内株式、国内債券および国内の不動産投資信託(REIT)の合計3資産へほぼ均等に投資するバランス型ファンドでございます。

投資先を円建ての資産に限定することで、外国為替変動リスクからの直接的な影響を排除することとしております。複数の値動きの異なる資産を組み合わせることは、一つの資産への集中投資に比べて中長期的にはリスク(運用結果の振れ幅)を低減した運用成果が期待できるとも言われます。

国内証券市場が日本経済の持続的な成長の恩恵を受けることを鑑みれば、当ファンドへの投資が中長期的な投資家の皆さまの資産形成の一助になるものと考えております。

また投資家の皆さまにご負担いただく費用については、購入時手数料をゼロ、ファンド運営にかかる運用管理費用(信託報酬)もアクティブファンドを組み合わせたバランスファンドではありますが極力抑制することといたしました。

どうぞ末永く「ノーロード明治安田円資産バランス」をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

ノーロード明治安田円資産バランスの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月17日に関東財務局長に提出しており、2021年9月18日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分  |      |        |               |
|---------|--------|-------------------|---|------|--------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産  | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          |
| 追加型     | 国内     | 資産複合              | その他資産(投資信託証券<br>(資産複合(株式、債券、不動産<br>投信)資産配分固定型)) | 年1回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド |

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

ノーロード明治安田円資産バランスは、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### ● 特色①

主として、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本の資産(債券、株式、不動産投資信託(リート))へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。

下記のマザーファンドを主要投資対象とします。

| 名 称                       | 投資対象                |
|---------------------------|---------------------|
| 明治安田社債マザーファンド             | 円建債券                |
| 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド | 日本株式                |
| 明治安田J-REITマザーファンド         | リート<br>(国内の不動産投資信託) |

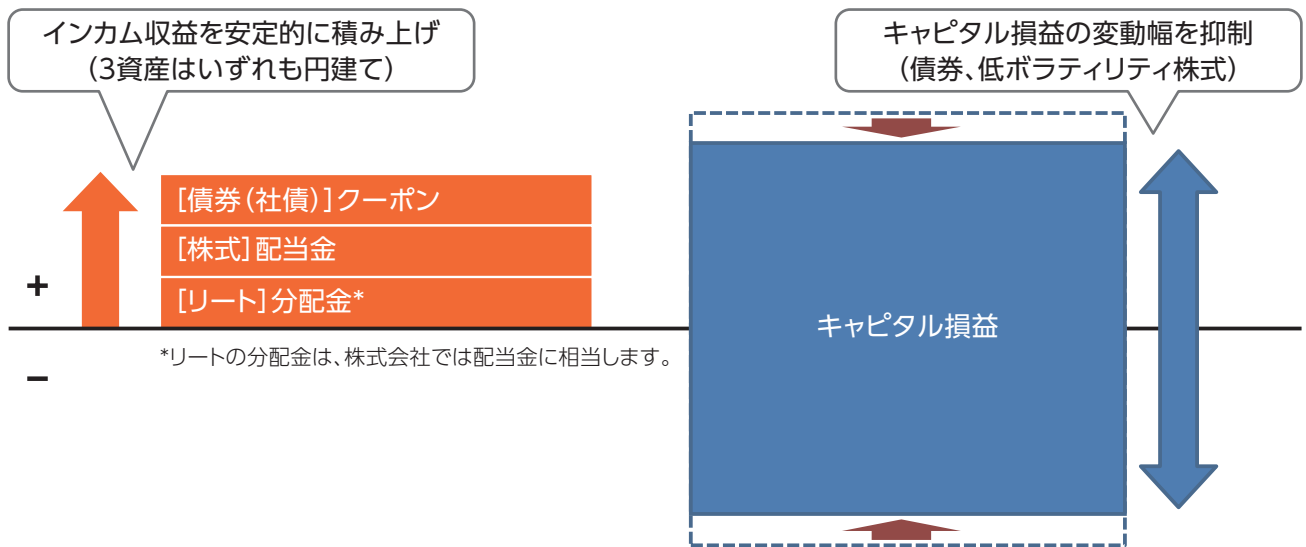
### ● 特色②

原則として日本債券、日本株式、J-REITの各資産へそれぞれ純資産総額の3分の1を基本に分散投資を行います。なお、資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。

| 名 称                       | 配分比率 |
|---------------------------|------|
| 明治安田社債マザーファンド             | 1/3  |
| 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド | 1/3  |
| 明治安田J-REITマザーファンド         | 1/3  |

## ■ 運用プロセス

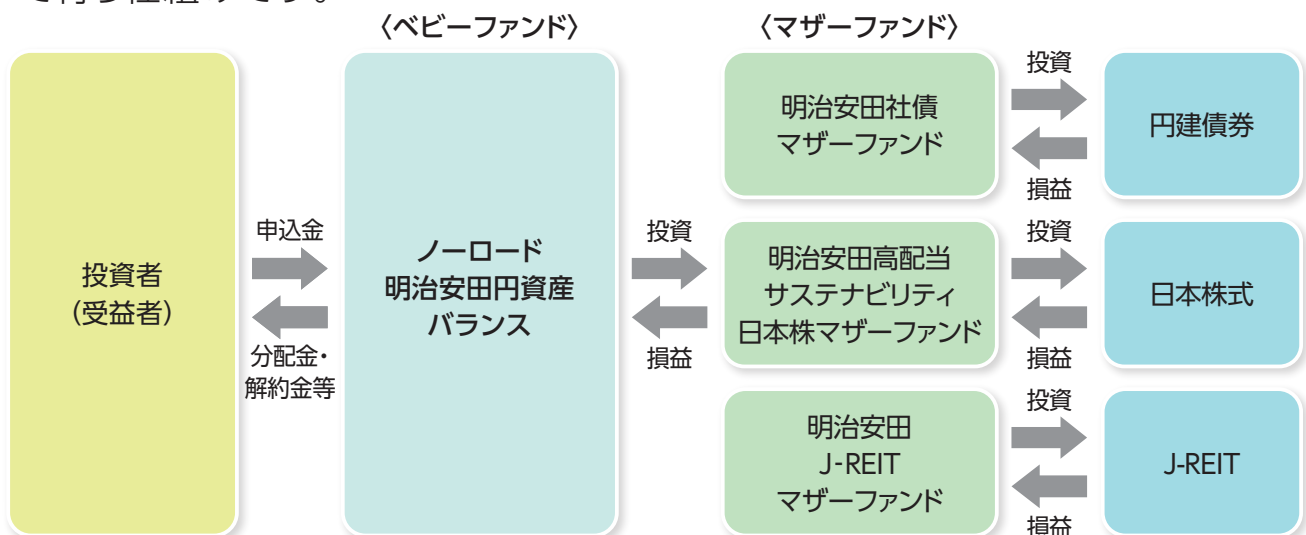
円建ての3資産(社債、日本株式、Jリート)からのインカム収益を積み上げつつ、キャピタル損益の変動幅を抑制し、リスク調整後リターン(リターン/標準偏差)の向上を図ります。



※上記はイメージ図であり将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ■ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## ■ 主な投資制限

|                 |   |
|-----------------|---|
| ■ 株式への投資割合      | 株式への実質投資割合には制限を設けません。   |
| ■ 同一銘柄の株式への投資割合 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。                                |
| ■ 投資信託証券への投資割合  | 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託(ETF)を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |

## ■ 分配方針

年1回(12月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 追加的記載事項

### 主要投資対象となる各マザーファンドの概要

#### ■ 明治安田社債マザーファンド

主として金融債、事業債、円建外債、MBS(不動産担保証券、以下同じ)、ABS(資産担保証券、以下同じ)に投資することにより、収益の確保と信託財産の成長を目指します。

- NOMURA-BPI総合を構成する金融債、事業債、円建外債、MBS、ABSそれぞれのインデックスを時価加重平均した指数をベンチマークとし、これを上回るリターンの獲得を目指して運用を行います。
- マクロ経済・債券市況・需給動向等の分析を行い、金利動向およびクレジット市場の方向性を予測し、ポートフォリオのリスク分析を行い、リスクをコントロールしつつ、運用戦略を決定・実行します。

#### ■ 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- わが国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含む)の中から、将来にわたって安定的に高い配当利回りが期待できる銘柄に投資します。
- 銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均を上回り、配当や業績等の安定性が高いと判断される銘柄を厳選し投資を行います。

#### ■ 明治安田J-REITマザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場(それに準ずるものを含みます)している不動産投資信託証券(以下、J-REITということがあります。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

- J-REITの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。



## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

ノーロード明治安田円資産バランスは、直接あるいはマザーファンドを通じて、わが国の債券、株式、不動産投資信託(リート)など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

|           |   |
|-----------|---|
| 株価変動リスク   | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。  |
| 債券価格変動リスク | 債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。   |
| リーートのリスク  | 賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリーートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リーートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。<br>また、リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。<br>※上記はリーートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。 |
| 信用リスク     | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。<br>また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。  |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

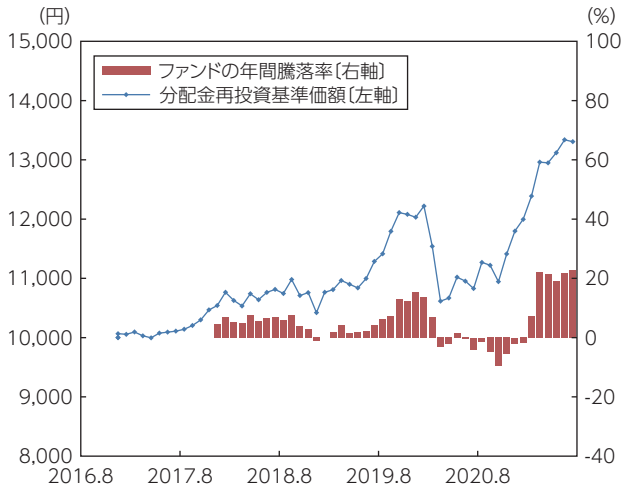
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

## 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



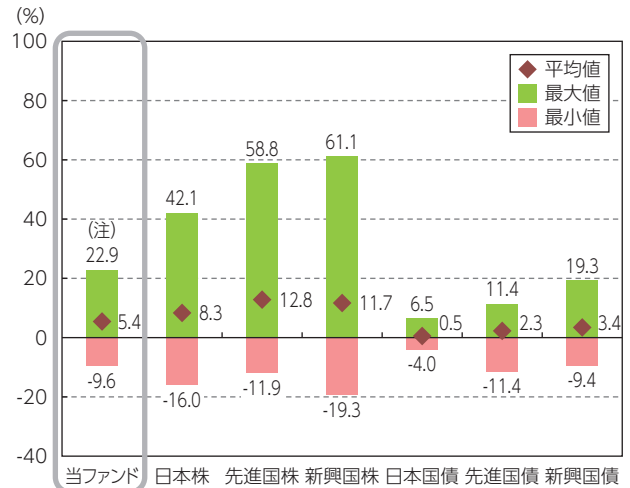
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2016年8月~2021年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。  
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

### <各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称                                 | 権利者                       |
|-------|--------------------------------------|---------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)                  | 株式会社東京証券取引所               |
| 先進国株  | MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)            | MSCI Inc.                 |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc.                 |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                       | 野村證券株式会社                  |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)      | FTSE Fixed Income LLC     |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)    | J.P.Morgan Securities LLC |

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

# 3. 運用実績

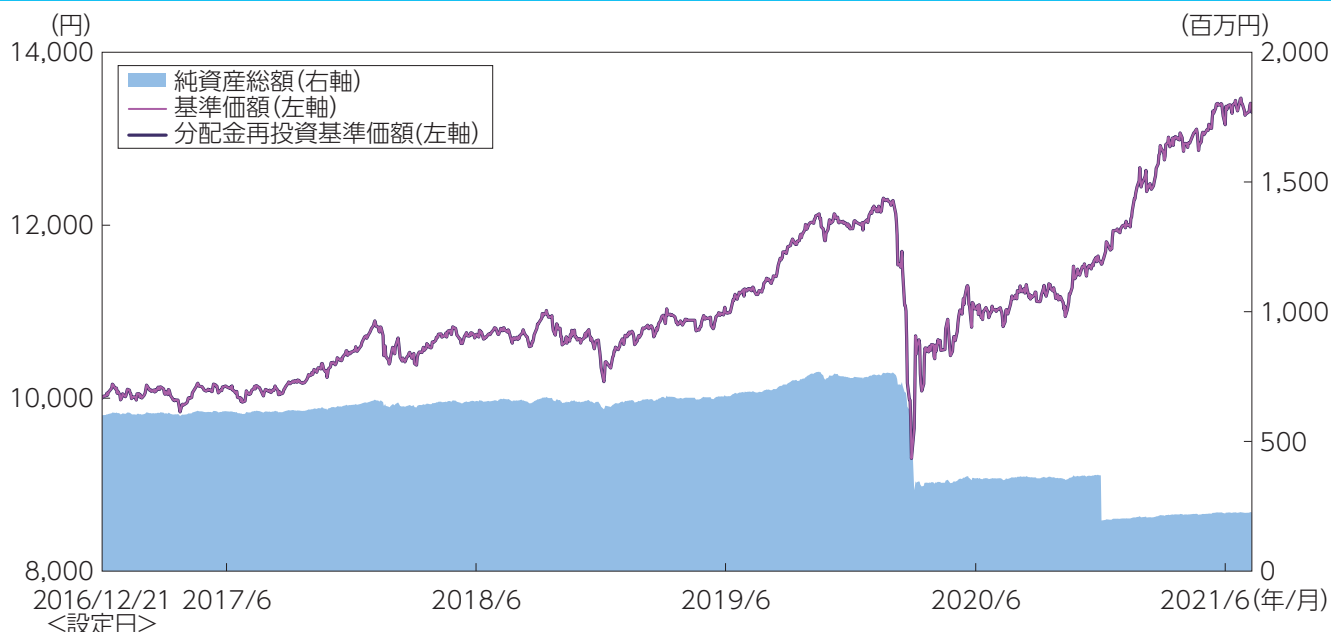
最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2021年7月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

|      |         |       |        |
|------|---------|-------|--------|
| 基準価額 | 13,306円 | 純資産総額 | 225百万円 |
|------|---------|-------|--------|

## 分配の推移

| 分配金の推移   |    |
|----------|----|
| 2020年12月 | 0円 |
| 2019年12月 | 0円 |
| 2018年12月 | 0円 |
| 2017年12月 | 0円 |
| —        | —  |
| 設定来累計    | 0円 |

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の投資比率

| 資産の種類                     | 投資比率 (%) |
|---------------------------|----------|
| 明治安田社債マザーファンド             | 33.29    |
| 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド | 32.81    |
| 明治安田J-REITマザーファンド         | 33.50    |
| その他の資産 (負債控除後)            | 0.41     |
| 合計 (純資産総額)                | 100.00   |

## 組入上位10銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

### 明治安田社債マザーファンド

|    | 銘柄名                                | 利率(%) | 償還期限       | 種類  | 投資比率(%) |
|----|------------------------------------|-------|------------|-----|---------|
| 1  | 第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*             | 1.72  | 2024/10/6  | 社債券 | 7.47    |
| 2  | 第15回Zホールディングス無担保社債                 | 0.35  | 2023/6/9   | 社債券 | 4.41    |
| 3  | 第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)*             | 1.28  | 2025/7/2   | 社債券 | 3.92    |
| 4  | 第1回アサヒグループホールディングス無担保社債(劣後特約付)*    | 0.97  | 2025/10/15 | 社債券 | 3.17    |
| 5  | 2021第9回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(TLAC)* | 0.514 | 2026/7/6   | 社債券 | 2.78    |
| 6  | 第3回ENEOSホールディングス無担保社債(劣後特約付)*      | 1.31  | 2036/6/15  | 社債券 | 2.72    |
| 7  | 第2回かんぽ生命無担保社債(劣後特約付)*              | 1.05  | 2031/1/28  | 社債券 | 2.60    |
| 8  | 第18回光通信無担保社債                       | 1.79  | 2033/3/23  | 社債券 | 2.52    |
| 9  | 第40回リコーリース無担保社債                    | 0.04  | 2024/4/19  | 社債券 | 2.26    |
| 10 | BNPパリバユーロ円債27/5/20(TLAC)*          | 0.557 | 2026/5/20  | 社債券 | 2.01    |

※繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

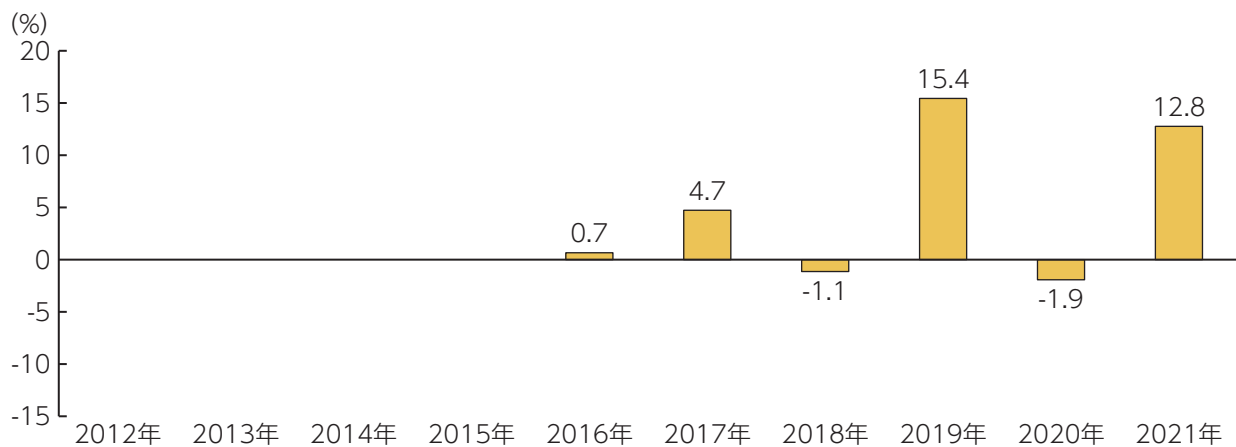
### 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド

|    | 銘柄名             | 業種    | 投資比率(%) |
|----|-----------------|-------|---------|
| 1  | 東京エレクトロン        | 電気機器  | 6.39    |
| 2  | トヨタ自動車          | 輸送用機器 | 6.33    |
| 3  | 伊藤忠商事           | 卸売業   | 5.99    |
| 4  | 大和ハウス工業         | 建設業   | 5.74    |
| 5  | 野村不動産ホールディングス   | 不動産業  | 5.71    |
| 6  | ブリヂストン          | ゴム製品  | 5.51    |
| 7  | 三井物産            | 卸売業   | 5.30    |
| 8  | アステラス製薬         | 医薬品   | 5.25    |
| 9  | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業   | 4.94    |
| 10 | 三菱商事            | 卸売業   | 4.90    |

## 明治安田J-REITマザーファンド

|    | 銘柄名               | 投資比率(%) |
|----|-------------------|---------|
| 1  | 日本ビルファンド投資法人      | 8.04    |
| 2  | GLP投資法人           | 6.94    |
| 3  | 日本プロロジスリート投資法人    | 6.43    |
| 4  | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 6.32    |
| 5  | ジャパンリアルエステイト投資法人  | 5.84    |
| 6  | 日本都市ファンド投資法人      | 5.80    |
| 7  | 大和ハウスリート投資法人      | 4.63    |
| 8  | オリックス不動産投資法人      | 4.58    |
| 9  | 積水ハウス・リート投資法人     | 4.05    |
| 10 | ユナイテッド・アーバン投資法人   | 3.83    |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※2016年は設定日(2016年12月21日)から年末までの収益率、2021年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。   |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。)<br>※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。            |
| 購入代金                      | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。   |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。   |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の基準価額とします。   |
| 換金代金                      | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。  |
| 申込締切時間                    | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。   |
| 購入・換金<br>申込不可日            | —   |
| 購入の申込期間                   | 2021年9月18日から2022年3月17日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新<br>されます。                      |
| 換金制限                      | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける<br>場合があります。   |
| 購入・換金<br>申込受付の<br>中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない<br>事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込<br>みの受付を取消すことがあります。 |

|         |   |
|---------|---|
| 信託期間    | 無期限(2016年12月21日設定)  |
| 繰上償還    | 受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。        |
| 決算日     | 毎年12月18日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収益分配    | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円   |
| 公 告     | 原則、電子公告の方法により行い、ホームページに掲載します。<br><a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a>                                |
| 運用報告書   | 計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。  |
| 課税関係    | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。   |



## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し<b>年0.473%(税抜0.43%)</b>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.22%(税抜0.2%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.22%(税抜0.2%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.033%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><b>0.473%(税抜0.43%)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬)<br/>=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> | 配分            | 料率(年率) | 委託会社 | 0.22%(税抜0.2%) | 販売会社 | 0.22%(税抜0.2%) | 受託会社 | 0.033%(税抜0.03%) | 合計 | <b>0.473%(税抜0.43%)</b> | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 運用管理費用(信託報酬)<br>=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |
|------------------|--|---------------|--------|------|---------------|------|---------------|------|-----------------|----|------------------------|------|-------|------|---|------|---|------|----------------------------|----|--------------------------------------|
|                  | 配分   | 料率(年率)        |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
|                  | 委託会社   | 0.22%(税抜0.2%) |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
|                  | 販売会社   | 0.22%(税抜0.2%) |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 受託会社             | 0.033%(税抜0.03%)  |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 合計               | <b>0.473%(税抜0.43%)</b>   |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 支払い先             | 役務の内容  |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 委託会社             | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価  |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 販売会社             | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価  |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 受託会社             | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価   |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| 合計               | 運用管理費用(信託報酬)<br>=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率   |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |
| その他の費用・手数料       | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>  |               |        |      |               |      |               |      |                 |    |                        |      |       |      |   |      |   |      |                            |    |                                      |

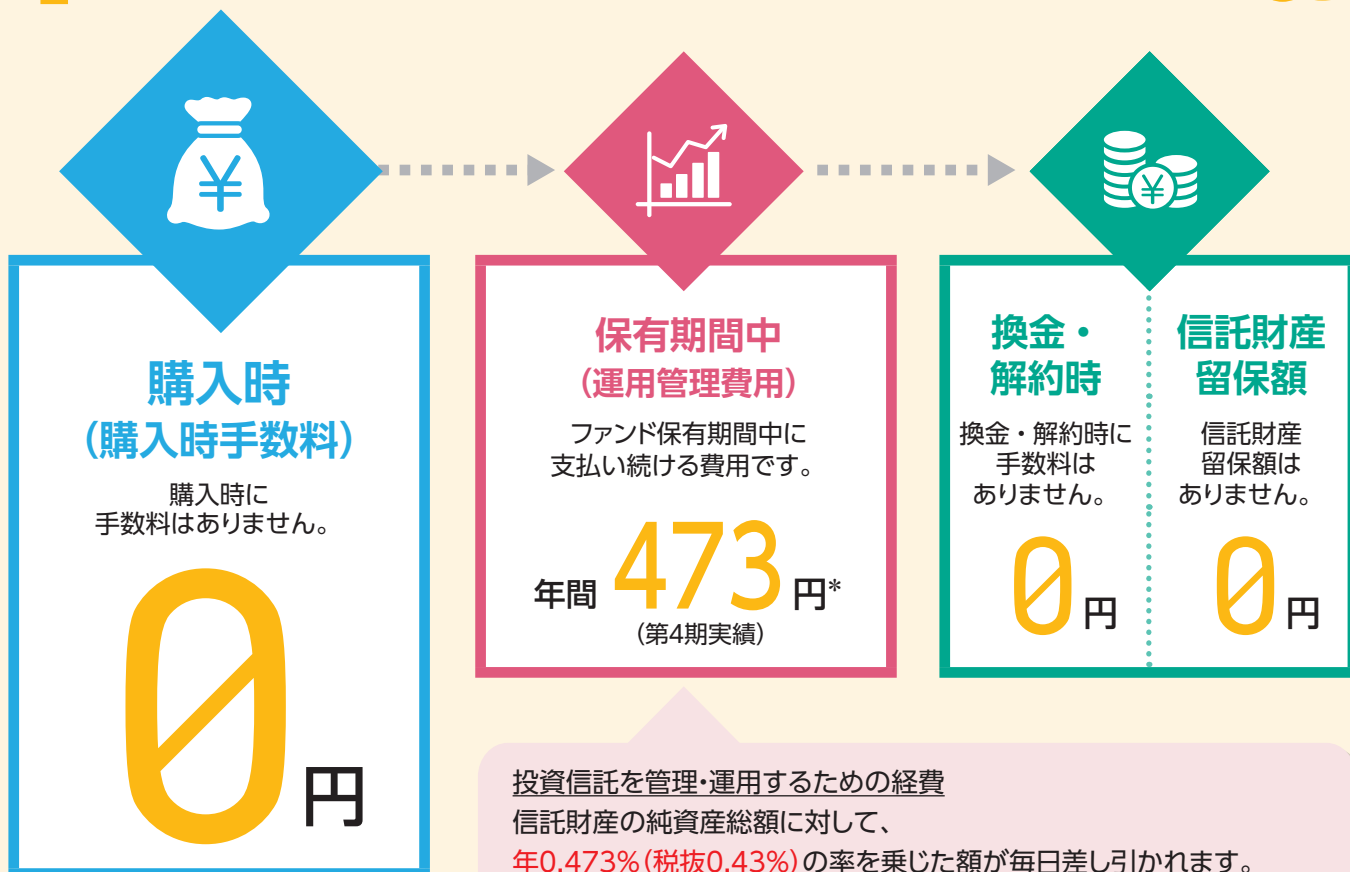
※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# ご案内 当ファンドへの投資にかかる費用について

本ページは前記「■ ファンドの費用・税金」のうち費用について、よりご理解を深めていただくため、実績(過去実績)での説明を加えたものです。掲載の金額は一例であり、変動します。



例えば、**100,000円** で購入した場合にかかる費用は・・・



|                   |               |        |   |   |        |              |          |             |        |               |
|-------------------|---------------|--------|---|---|--------|--------------|----------|-------------|--------|---------------|
| 購入金額              | ×             | 運用管理費用 | = | 1年にかかる運用管理費用  |        |              |          |             |        |               |
| 100,000円          |               | 0.473% |   | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">基準価額上昇</td> <td style="padding: 2px;"><b>473円超</b></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">基準価額変わらず</td> <td style="padding: 2px;"><b>473円</b></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">基準価額下落</td> <td style="padding: 2px;"><b>473円未満</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px; font-size: 0.8em;">(実務上、円未満は四捨五入します)</td> </tr> </table> | 基準価額上昇 | <b>473円超</b> | 基準価額変わらず | <b>473円</b> | 基準価額下落 | <b>473円未満</b> |
| 基準価額上昇            | <b>473円超</b>  |        |   |   |        |              |          |             |        |               |
| 基準価額変わらず          | <b>473円</b>   |        |   |   |        |              |          |             |        |               |
| 基準価額下落            | <b>473円未満</b> |        |   |   |        |              |          |             |        |               |
| (実務上、円未満は四捨五入します) |               |        |   |   |        |              |          |             |        |               |

※上記の額は購入時から基準価額が変わらなかったと仮定して計算した理論上の金額です。運用管理費用は日々差し引かれて算出されるため、売却時に信託報酬が別途差し引かれることはありません。実際は、基準価額が変動するため、運用管理費用も上記の額より変動(増減)します。

**保有期間中 (その他の費用・手数料)**

運用にあたり、監査費用年0.0055% (税抜0.005%) の他、  
売買委託手数料等、その他の費用がかかります。

年間 **77**円\*  
(第4期実績)

\*記載の金額は、基準価額が変動するため、当該ファンドの運用報告書に掲載されています1万口当たりの費用明細に記載されている比率から、当該金額相当額として算出したものです。詳しくは、交付運用報告書をご覧ください。  
※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なります。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期              | 項 目          | 税 金   |
|------------------|--------------|---|
| 分配時              | 所得税及び<br>地方税 | 配当所得として課税します。<br>普通分配金に対して……………20.315%            |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び<br>地方税 | 譲渡所得として課税します。<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315% |

※上記は2021年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## ご案内 当ファンドへの投資にかかる税金について

本ページは前記「■ ファンドの費用・税金」のうち税金について、よりご理解を深めていただくため、金額表示の説明を加えたものです。掲載の金額は一例であり、投資家により異なります。



例えば、**100,000円** で購入し、普通分配金 **1,000円** を受取り、

売却時に利益が **10,000円** だった場合にかかる税金は・・・



### 分配時

税率 **20.315%**

(所得税及び地方税)

配当所得として課税されます。  
普通分配金が課税対象となります  
(特別分配金は非課税です)。

100,000円で購入して、基準価額の上昇によ  
1,000円(10,000口当たり100円)の分配金  
を受け取った場合、普通分配金**1,000円**に対し  
かかります。

$$1,000円 \times 20.315\% = 203.15円$$

普通分配金  
1,000円に対し

**203**円

(円未満切捨て)



### 換金(解約)時及び償還時

税率 **20.315%**

(所得税及び地方税)

譲渡所得として課税されます。

100,000円で購入したものが、その後基準価額  
が10%上昇して110,000円になった時点で、換  
金(解約)した場合、差益(売却益)**10,000円**が課  
税対象となります。

※購入時と換金(解約)時の差益に対してかかります。

$$(110,000円 - 100,000円) \times 20.315\% = 2,031.5円$$

売却益  
10,000円に対し

**2,031**円

(円未満切捨て)

※上記記載の金額は理論上の金額です。実際とは異なる場合があります。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※前記は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※換金(解約)時及び償還時の差益を求める際の購入時金額は手数料を除きます。

なお、当ファンドは購入時手数料はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。



 明治安田アセットマネジメント